

法人名 医療法人 祥知会
所在地 福岡県福岡市東区松島3丁目11番30号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和7年2月28日現在)

1. 資	産	額	4, 508, 722 千円
2. 負	債	額	189, 816 千円
3. 純	資	産 額	4, 318, 906 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3, 307, 469
B 固 定 資 産	1, 201, 253
C 資 産 合 計 (A + B)	4, 508, 722
D 負 債 合 計	189, 816
E 純 資 産 (C - D)	4, 318, 906

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 祥知会
所在地 福岡県福岡市東区松島3丁目11番30号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 7 年 2 月 2 8 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	3,307,469	I 流 動 負 債	189,816
II 固 定 資 産	1,201,253	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,186,089	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	471	負 債 合 計	189,816
3 そ の 他 の 資 産	14,693	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	50,000
		II 積立金	4,268,906
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	4,318,906
資 産 合 計	4,508,722	負債・純資産合計	4,508,722

法人名 医療法人 祥知会
所在地 福岡県福岡市東区松島3丁目11番30号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,431,384
2 事業費用	1,048,133
本来業務事業利益	383,251
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	383,251
II 事業外収益	17,909
III 事業外費用	0
経常利益	401,160
IV 特別利益	20,350
V 特別損失	15,681
税引前当期純利益	405,829
法人税等	113,239
当期純利益	292,589

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 2 月 28 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 祥知会
	① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
	② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
	☒ その他
	③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
注)	①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡県福岡市東区松島3丁目11番30号
-------------	---------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 15 年 2 月 21 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	平成 15 年 3 月 11 日
-------------	------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	友岡 卓	医療法人祥知会 管理者
理 事	友岡 祥子	
同	友岡 知加	
同		
同		
同		
同		
監 事	在田 香代	
同		
評議員		
同		
同		

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数	
病 院				一般病床	床
				療養病床	床
				〔医療保険	床〕
				〔介護保険	床〕
				精神病床	床
				感染症病床	床
				結核病床	床
診療所	医療法人 祥知会 はこざき公園内科医院	4010210252	福岡県福岡市東 区松島3丁目11 番30号	一般病床	10 床
				療養病床	床
				〔医療保険	床〕
				〔介護保険	床〕
介護老人 保健施設				入所定員	名
				通所定員	名
介護 医療院				入所定員	名
				通所定員	名

- 注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- 2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
- 3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 4 月 23 日	令和 5 年度決算の決定
令和 6 年 9 月 1 日	理事の選任及び承認
令和 7 年 2 月 24 日	令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日

- (7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する（任意）

法人名 医療法人 祥知会

所在地 福岡県福岡市東区松島3丁目11番30号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者 である法人	(有) みずたに	福岡県福岡市東区 若宮3丁目20番31号	246,185	貸事務所業	駐車場賃貸	駐車料収入	1,314	前受金 (雑収入)	109

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 1 当法人理事長友岡卓の配偶者が代表者取締役である法人。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の役員	友岡 卓	医師	当法人理事長 不動産の賃借	賃借料の支払い ※ 1	34,800	前払費用	2,900

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 祥知会
理事長 友岡 卓 殿

私は、医療法人 祥知会の令和6会計年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 4月23日

医療法人 祥知会

監事 在田 香代

